

定時株主総会招集ご通知

電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料はウェブサイトに掲載して提供する方法に変更されましたが、本株主総会においては書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

東京計器株式会社

証券コード:7721

日 時

2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号 当社本店会議室

目次

第92回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 第92期剰余金の処分の件

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

ご参考

決算ハイライト

TOPICS

投資家情報

株主MEMO

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権行使

ご出席されなくともインターネットおよび郵送による議決権行使が可能です。

議決権行使期限

2023年6月28日 (水) 午後5時15分まで



株主の皆様へ

計測・認識・制御を核に 独創技術で安全な社会と 人々の幸せを実現する。

代表取締役 社長執行役員

安藤 毅

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を開催いたしますので「招集ご通知」をお届けいたします。2022年9月1日より、株主総会資料の電子提供制度が施行され、「招集ご通知」は原則として、当社ウェブサイト等に掲載することで株主の皆様にご提供することになりましたが、制度が施行されて間もないこともあり、本年はすべての皆様に書面でもお届けすることといたしました。

当社は1896年、我が国初の計器工場として創業し、先端技術を海外から輸入するしかなかった時代に精密機器の国産化に取り組み、日本の近代化の一翼を担ってまいりました。安全で安心な社会づくりを使命として事業を進めてきた私たちのDNAには、時代の先駆者として社会課題の解決に挑戦する精神が根付いています。

2021年6月に「東京計器ビジョン2030」を策定し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指しております。この東京計器ビジョン2030における2021年度からの3ヶ年中期事業計画の基本方針は「事業領域の拡大」、「グローバル化の推進」、「既存事業の継続的強化」並びに、新たな成長ドライバーの発掘、絞り込み、育成としております。

今後も当社グループは更なる挑戦を重ね、持続的な成長を目指してまいりますので、株主の皆様方に於かれましては、より一層のご支援とご指導を賜りますよう、引き続き宜しくお願い申し上げます。

(証券コード 7721) 2023年6月7日 (電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株主各位

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号

東京計器株式会社

代表取締役 安藤 毅社長執行役員 安藤

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第92回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

https://www.tokyokeiki.jp/ir/annual/meeting.html



また、電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスし、「銘柄(会社名)」に「東京計器」又は「証券コード」に「7721」(半角)を入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

<東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)> https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年6月28日(水曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会の様子は上記の当社ウェブサイトにて総会の翌日以降に動画配信する予定です。 敬 具

記

1. 日 時	2023年6月29日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)				
2. 場 所	東京都大田区南蒲田 2 丁目 16番46号 当社本店会議室				
	報告事項 1. 第92期(自2022年4月1日至2023年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件				
3. 目的事項	2. 第92期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)計算書類の内容報告の件				
3. 日间争决	決議事項 第1号議案 第92期剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件				

以上

●ご留意いただきたい事項

◎電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料はウェブサイトに掲載して提供する方法に変更されました。本株主総会においては制度が施行されて間もないこともあり書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は「書面交付請求」のお手続きをお取りいただく必要がございます。当該お手続きにつきましては、口座を開設している証券会社又は当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

- ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置 事項のうち次の事項については記載しておりません。
 - ①事業報告の以下の事項
 - ○会社の体制及び方針
 - ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
 - ・会社の支配に関する基本方針
 - ②連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(連結計算書類の連結 注記表)
 - ③計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記 (個別注記表)

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知に記載の事項の他、上記の事項(監査等委員会は①、②及び③、会計監査人は②及び③)も含まれております。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎電子提供制度の開始に伴い、決議通知とともに株主様へ送付しておりました「報告書」(株主通信)につきましては、その内容の一部を本書に包含し、今後の発行は取りやめることといたしました。なお、中間期に発行する「中間報告書」は今までどおり送付いたします。
- ◎本株主総会の事後動画配信は、出席株主様のプライバシーに配慮し、株主様との質疑応答部分 など一部を削除や編集して行う予定です。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



●同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

●代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任する場合に限られます。その際は、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月29日(木曜日) 午前10時

株主総会の議決権行使を事前に行使いただく場合

インターネット



次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、議案に対する賛否をご入力いただき、議決権を行使ください。



- ■議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
- ●インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、 最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

行使期限

2023年6月28日(水曜日) 午後5時15分

詳細は次ページをご覧ください。

郵送



●同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、 ご返送ください。

なお、議案に対する賛否のご記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2023年6月28日(水曜日) 午後5時15分必着

※郵送(書面)とインターネットにより二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。

■インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パス ワードを入力することなく、議決権行使サイト にログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載の QRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否を ご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトに アクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された 「ログインID・仮パスワード」を入力し 「ログイン」をクリック



3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内に従って賛否を ご入力ください。

システム等に関する お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027 受付時間/午前9時~午後9時 通話料無料

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 第92期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、"「東京計器ビジョン2030」の実現による企業価値向上に向け、成長投資を最優先としつつ、財務基盤とのバランスを考慮しながら、最適資本構成を意識した最適な株主還元施策を実施する"、という基本方針に基づき、以下のとおり実施いたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金30円 総額 492,438,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社の監査等委員でない取締役全員(3名)が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の多様性の確保とコーポレートガバナンスの更なる強化を図る目的から、新たに社外取締役1名を含む、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会の監査等委員でない取締役選任についての意見の概要は以下のとおりであります。

「監査等委員会において指名・報酬委員会に出席した監査等委員である社外取締役の意見も踏まえ、会社が定める選任方針及び各候補者に関する見識、業務執行状況等について検討を行った結果、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。」



<u>生年月日</u> 1956年6月2日生

所有する当社株式の数 43.899 株

取締役在任年数 15年

2022年度における 取締役会出席状況

100%

(170/170)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1981年5月 当社入社

2002年6月 ㈱トキメック自動建機取締役社長

2006年7月 当社社長室担当部長

2008年 4 月 同CSR推進担当兼社長室長

同情報担当

2008年6月 同取締役執行役員

2014年6月 同カンパニー制推進担当委嘱

2016年6月 同営業・サービス担当委嘱

2017年6月 同常務取締役

2018年6月 同代表取締役(現)

同取締役社長

2021年6月 同社長執行役員(現)

■取締役候補者とした理由

安藤毅氏は、2008年から取締役としてカンパニー制推進担当、営業・サービス担当、CSR推進担当及び社長室長を担当する等、豊富な業務経験と幅広い見識を有し、2018年6月からは取締役社長(2021年6月からは社長執行役員)として、コーポレートガバナンスの強化や更なる業務効率の改善に努めております。持続的成長による当社企業価値向上のために、経営の執行と監督に相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

再任



生年月日 1958年11月26日生 所有する当社株式の数

3,618 株

取締役在任年数

1年

2022年度における 取締役会出席状況 (取締役就任後)

100%

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1981年 4 月 当社入社

2005年 4 月 同社長室 担当部長 2009年 7 月 同CSR推進室長

2011年7月 同法務室長

2013年 4 月 同技術生産サービス室長

2019年 4 月 同執行役員(現)

品質担当 兼生産担当 (現)

同品質統括室長

2020年 4 月 同資材担当

2021年7月 同サステナビリティ推進担当 兼サステナビリティ推進室長(現)

2022年6月 同取締役(現)

取締役候補者とした理由

鈴木由起彦氏は、技術、生産、スタッフ等多様な職種を経験しており高い見識を有していることから、生産、品質、サステナビリティの担当を委嘱されています。現職では蓄積した経験、幅広い視野、確実な実行力により当社の持続的成長の源となるサステナビリティ推進室の指揮を執っております。持続的な成長による企業価値向上の実現のために相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

0 株

取締役在任年数

2022年度における 取締役会出席状況

3 泉本 小夜子

新任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1976年3月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入社

1979年3月 公認会計士登録

1995年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) パートナー

2007年 1月 金融庁 企業会計審議会委員

2015年 1月 総務省 情報通信審議会委員

2016年8月 泉本公認会計士事務所代表 (現)

2017年 4 月 総務省 情報公開·個人情報保護審査会委員

2017年 5 月 フロイント産業株式会社 社外監査役 (現)

2017年6月 株式会社日立物流(現口ジスティード株式会社)社外取締役

第一三共株式会社 社外監査役

2022年6月 日本精工株式会社 社外取締役 (現)

2023年4月 ロジスティード株式会社 監査役 (現)

■ 社外取締役候補者とした理由

泉本小夜子氏は、公認会計士として長年企業会計に携わり、また、複数の企業で監査役や取締役を歴任するなど、財務・会計、コンプライアンスに関する高い専門知識と豊富な経験を有しております。なお、同氏は2022年7月より2025年6月まで当社の買収防衛策の特別委員会の委員を務める予定であります。その知識と知見から社外取締役として経営の監督・経営全般への助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化及び企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- 注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 泉本小夜子氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の候補者であります。
 - 3. 本総会終結後、泉本小夜子氏と当社の間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないと きに限るものとする。
- 4. 泉本小夜子氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として客観的、中立的立場で当社役員候補者の選定、役員報酬 等の決定について関与いただく予定です。
- 5. 当社は、当社グループ役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、7月に契約を更新する予定であります。
 - その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社グループが負担しております。

監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査等委員である取締役のうち鹿島孝弘氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了 となります。つきましては監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。 監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。



生年月日

1966年8月22日生 所有する当社株式の数

> 1.500 株 取締役在任年数

> > 4年

2022年度における 取締役会出席状況

100% (170/170)

2022年度における 監査等委員会出席状況

> 100% (240/240)

しま

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

当社入社 1992年 4 月

2012年 4 月 同管理部経理部会計課長

2014年 4 月 同管理部経理部長

2017年 4 月 同財務経理部経理部長

同監査等委員である取締役 (現) 2019年6月

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

鹿島孝弘氏は、長年経理部門の実務に携わり、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。 2019年からは常勤監査等委員である取締役として、当社経営に対する実効性のある監査活動に取り 組んでおり、引き続き監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し たため、再任をお願いするものであります。

- 注 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。 2. 当社は、鹿島孝弘氏との間で責任限定契約を締結しております。

 - その契約内容の概要は次のとおりであります。 ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか 高い額を限度としてその責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないと

 - ・工品の賃任限定が認められるのは、取締役がその賃任の原因となった職務の終刊について普思でかり重人な過失がないときに限るものとする。
 3. 当社は、当社グループ役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、7月に契約を更新する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしてお ります。
 - 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険 者について、その保険料を全額当社グループが負担しております。

【ご参考】第2号議案、第3号議案が承認されたのちの経営体制(予定)

本スキル・マトリックスは、当社全取締役が当社グループの「上場会社経営に求められるもの」と「事業内容から求められるもの」の両面から必要と思われる各分野の知見や専門性(スキル)の現在の有無をまとめたものです。スキル有無の判断は、取締役や執行役員での当該分野の委嘱の実績のほか、過去の実務経験の内容を考慮して判定しています。

スキル・マトリックス

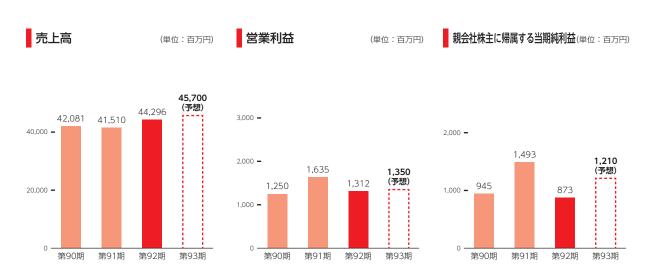
	安藤取締役	鈴木取締役	泉本取締役	鹿島取締役	柳川取締役	中村取締役
指名・報酬委員	0		0		0	0
①企業経営	0			0	0	0
②マーケティング・営業	0				0	
③財務・ファイナンス			0	0	0	0
④ I Tデジタル	0	0		0		0
⑤人材・労務・人材開発						0
⑥法務・リスクマネジメント	0	0			0	
⑦グローバル経験	0				0	
®生産システム		0				
9品質管理		0				
⑩研究開発・技術開発	0	0				
⑪ESG・サステナビリティ		0				
⑫コンプライアンス・ガバナンス	0		0	0	0	0
®M&A	0					

※関連する国家資格を取得している取締役:泉本取締役(公認会計士)

以上

● 連結決算ハイライト

売	_	E	高	44,296百万円		_
営	業	利	益	1,312百万円	前年度比	19.8%減
親会社	:株主に帰原	属する当期	純利益	873百万円	前年度比	41.6%減



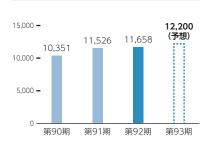
セグメント別売上高

売上高(単位:百万円)



油空圧機器

売上高(単位:百万円)



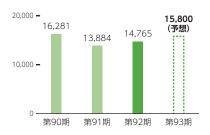
流体機器

売上高(単位:百万円)



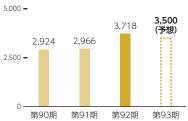
防衛・通信機器

売上高(単位:百万円)



その他

売上高(単位:百万円)



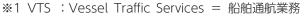
TOPICS

国際航路標識協会の機能要件に当社VTS用レーダーの仕様が追加

日本全国で稼働する東京計器のVTS※1用レーダーが、世界標準モデルの一つ に選定されました。

海上保安庁の海上交通センターで稼働している東京計器のVTSシステムには、船舶交通管制用としては世界で初めてとなるKuバンドを使用した半導体レーダーが使われています。高い周波数のKuバンドは、欧州で一般的に使われているXバンドレーダーに比べ、物体を識別する能力がより高く、行き交う船舶をより正確に監視することができます。

このたび、国際航路標識協会(IALA※ 2)が発行するVTS用レーダーの勧告書に、新たにKuバンドの仕様が盛り込まれ、当社のVTS用レーダーが世界標準モデルの一つとして位置づけられました。IALAの勧告書はVTS用レーダーの選定に大きな影響力があり、今後の海外での販売活動にあたって当社製品の認知拡大により、販売が一段と進むことが期待されます。



**2 IALA: International Association Of Marine Aids To Navigation

And Lighthouse Authorities

大阪湾海上交通センターのVTSシステム換装

国内においては、大阪湾海上交通センターの機能強化により、局舎が淡路市から神戸市へ移転しました。これに伴い、当社では船舶交通管制用のVTSシステムの換装、及びKuバンド半導体レーダーの増設を行いました。当社のVTSシステムは、国内7か所にある海上交通センター全てに納入されており、全国の港湾の安全・安心に貢献しています。



VTS用Kuバンド半導体レーダー



欧州で稼働中のVTS用レーダー



新たに稼働した 大阪湾海上交通センター

投資家情報

当社が開示している情報につきましては、以下のURL又はQRコードよりアクセスいただけます。本「招集のご通知」と併せ、当社の取り組みをご参照ください。

▶株主総会関連資料

招集通知

動画配信 など

> 株主総会をご覧ください。



アクセスはこちら ▶

https://www.tokyokeiki.jp/ir/annual/meeting.html



> 決算関連資料

決算短信

決算説明会資料 など

> IR資料室をご覧ください。



アクセスはこちら ▶

https://www.tokyokeiki.jp/ir/account/



▶サステナビリティへの取り組み

サステナビリティ方針 サステナビリティ推進体制 など





アクセスはこちら

https://www.tokyokeiki.jp/ sustainability/



▶事業等のリスク

> 有価証券報告書をご覧ください。



アクセスはこちら ▶

https://www.tokyokeiki.jp/ir/account/yuuka.html



▶当社役員一覧

> 役員一覧をご覧ください。



アクセスはこちら ▶

https://www.tokyokeiki.jp/company/executives.html



til Norman	
株主MEMO	
●事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
●定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
●期末配当金受領株主確定日	3月31日
●単元株式数	100株
●上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場
	(証券コード:7721)
●公告方法	公告は電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
	(www.tokyokeiki.jp)
	但しやむを得ない事由により電子公告によることができない場
	合は、日本経済新聞に掲載いたします。
●株主名簿管理人及び	
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
	同連絡先
	東京都府中市日鋼町1-1
	電話 0120-232-711 (通話料無料)
	郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
●配当金に関する	Q1 配当金を受け取っていないが、配当金領収証が手元にな
よくあるご質問	い場合はどうすればいいですか?
	A1 配当金領収証を紛失された場合は、上記株主名簿管理人
	へご連絡ください。お手続き書類を郵送いたします。
	Q2 配当金領収証の払渡し期間(銀行取扱期間)が過ぎてし
	まったが、どうすればいいですか?
	A2 配当金領収証の表面「受領印 (ご押印)」欄にご押印い
	ただき、裏面「送金方法指定欄」に必要事項をご記入の
	上、上記郵送先へお送りください。又は、配当金領収証
	の表面「受領印(ご押印)」欄にご押印いただき、三菱
	UFJ信託銀行本支店窓口へご持参ください。ただし、配
	当金領収証裏面に記載の受取期限を過ぎてしまいます
	と、配当金領収証をお持ちであってもお受取りいただけ
	ませんので、ご了承ください。

事業報告

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国のゼロコロナ政策の影響があったものの、各国の経済活動の再開が本格化しました。その中で、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格の高騰、各国の金融引き締め等により、景気回復への影響が懸念される状況が継続しました。

我が国経済におきましても、従来から続く半導体等の部品供給不足や原材料価格高騰に加えて、急激な為替変動や、エネルギー価格の急上昇等、先行き不透明な状況が継続しました。

このような経営環境の下、当社グループは、2021年6月に開示した「東京計器ビジョン2030」を実現させるため、中期事業計画の基本方針である「事業領域の拡大」、「グローバル化の推進」、「既存事業の継続的強化」に取り組んでまいりました。

「事業領域の拡大」につきましては、防衛・通信機器事業において、宇宙事業の拡大を図るため、小型衛星の複数機同時生産を可能にする「宇宙棟」(旧称「衛星組立棟」)の建設を開始しました。

「グローバル化の推進」につきましては、船舶港湾機器事業において、新型電子海図情報表示装置 (ECDIS) の欧州向けの拡販を強化しました。また、防衛・通信機器事業においては、前期に欧州へ納入した沿岸監視用高分解能半導体レーダーSeaKuの性能仕様値が国際航路標識協会 (IALA) の発行するVTS用レーダーの勧告書に記載されることが認められました。これにより、今後海外での販売が一段と進むことが期待されます。更に、その他の事業において、素材検査装置の新製品M-CAP V2をリリースし、需要の旺盛なアジア地域への拡販を強化する等、海外への販売を推進しました。

「既存事業の継続的強化」につきましては、船舶港湾機器事業において、船舶の更なる燃費削減と省人力化の実現を目指し、ナブテスコ社とシステム製品の共同研究開発を開始しました。加えて、機械式ジャイロコンパス及び光ファイバージャイロコンパスの需要増に対応するため、増産のための設備投資を行いました。

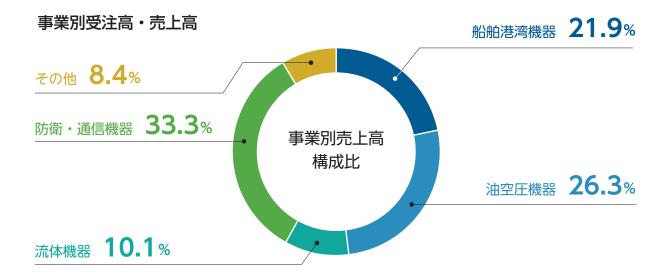
このような取り組みの下、当社グループの当連結会計年度における業績につきましては、受注高の大幅増加や円安効果、全社的な販売価格の適正化への継続的な取り組み等の結果、売上高は前期比で増収となりました。一方、原材料価格の高騰、及び製品構成の変化等により原価率が上昇したことに加え、販管費も増加したことから、営業利益、経常利益ともに前期比で減益となりました。上記のほか、政策保有株式の縮減により株式売却益662百万円を特別利益に計上したものの、油空圧機器事業において減損損失1,115百万円を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比で減益となりました。

当連結会計年度の業績結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

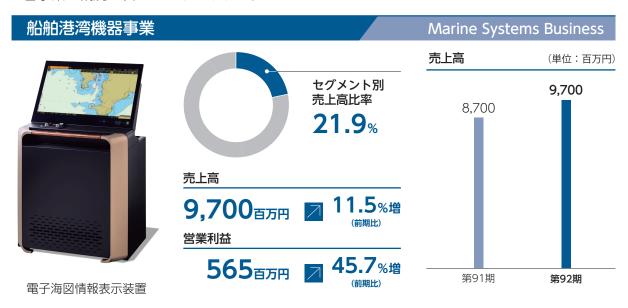
	2022年3月期	2023年3月期	増減額	増減率
売上高	41,510	44,296	+2,786	+6.7%
営業利益	1,635	1,312	△323	△19.8%
経常利益	1,926	1,687	△239	△12.4%
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,493	873	△621	△41.6%
売上高営業利益率	3.9%	3.0%	△1.0pt	_

配当につきましては、2022年5月に開示しましたとおり、当期は、1株当たり30円の年間配当を実施いたしたく存じます。



事業セグメント	受 注 高			売 上 高		
争未ピグメント	金額	構成比	前期比増減	金額	構成比	前期比増減
■船舶港湾機器	百万円 10,516	% 20.5	% 7.6	百万円 9,700	% 21.9	% 11.5
■油空圧機器	11,836	23.1	△2.4	11,658	26.3	1.1
■流体機器	4,892	9.5	7.0	4,452	10.1	0.4
■ 防衛・通信機器	20,259	39.5	34.3	14,765	33.3	6.3
■その他	3,771	7.4	7.1	3,718	8.4	25.3
調整額	3	0.0	232.6	3	0.0	300.9
合 計	51,279	100.0	13.8	44,296	100.0	6.7

各事業の概況は次のとおりであります。



(単位:百万円)

	2022年3月期 (第91期)	2023年3月期 (第92期)	増減額	増減率
売上高	8,700	9,700	+1,000	+11.5%
営業利益	388	565	+177	+45.7%

■ 売上高の状況

商船市場において、サプライチェーンの混乱による出荷遅れ、換装販売の延期等の影響を受けて売上高が減少しました。一方、海外市場において、東アジアでの新造船向け機器販売や欧米でのOEM製品の販売、保守サービスが好調に推移したことに加え、為替が円安に推移したことから売上高が増加しました。この結果、前期比で増収となりました。

■ 営業利益の状況

材料価格の高騰の影響があったものの、売上高の増加や円安効果もあり、前期比で大きく増益となりました。

油空圧機器事業 **Hydraulics and Pneumatics Business** 売上高 (単位:百万円) セグメント別 11,658 11.526 売上高比率 26.3% 売上高 1.1%增 11,658百万円 小型パワーユニット (前期比) 営業利益 △268百万円 第91期 第92期 (前期比)

建設機械用電気ダイレクト 制御ピストンポンプ

(単位:百万円)

	2022年3月期 (第91期)	2023年3月期 (第92期)	増減額	増減率
売上高	11,526	11,658	+132	+1.1%
	△115	△268	△153	_

■ 売上高の状況

海外市場において、ゼロコロナ政策による中国経済の停滞とその影響を受けた韓国・台湾での需要減により販売が減少しました。一方、工作機械市場において、生産性向上やカーボンニュートラルを志向した設備投資が好調に推移したことに加え、建設機械市場においても、国内の公共投資が堅調に推移したこと、及び米国向け建設機械需要増により、販売が増加しました。この結果、前期比で増収となりました。

■ 営業利益の状況

販売価格の適正化による利益確保に取り組んでいるものの、原材料価格の高騰、水道光熱費の増加によるコスト増を賄えず、営業損失となりました。

流体機器事業 Fluid Measurement Equipment Business (単位:百万円) セグメント別 4.432 4.452 売上高比率 10.1% 売上高 0.4%增 4,452 百万円 営業利益 527百万円 42.4%減 第91期 第92期 高精度超音波流量計

(単位:百万円)

	2022年3月期 (第91期)	2023年3月期 (第92期)	増減額	増減率
売上高	4,432	4,452	+20	+0.4%
営業利益	915	527	△388	△42.4%

■売上高の状況

民需市場において大型案件の受注を獲得したものの、官需市場において前期に好調だった下水道及び農業用水向け案件が例年並みに落ち着いたことから、主力の超音波流量計の販売が減少しました。一方、消火設備市場において「ガス系消火設備の容器弁点検の安全性に係る点検」に基づく部品販売及び交換工事が好調に推移しました。この結果、前期比で増収となりました。

■ 営業利益の状況

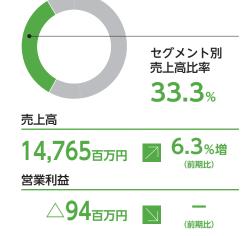
製品構成の変化及び原材料価格の高騰等により原価率が上昇し、前期比で減益となりました。

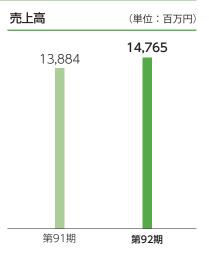
防衛・通信機器事業

Defense and Communications Equipment Business



レーダー警戒装置





ソリッドステート マイクロ波電源

(単位:百万円)

	2022年3月期 (第91期)	2023年3月期 (第92期)	増減額	増減率
売上高	13,884	14,765	+881	+6.3%
営業利益 (△損失)	312	△94	△406	_

■ 売上高の状況

通信機器事業において、トンネル掘削マシン用FOGコンパスや自治体向け地震計用加速度計の販売が増加したものの、放送局向け機器の販売が大きく減少し、前期比で減収となりました。一方、防衛事業において、昨年までの案件の谷間から回復に転じ、戦闘機用レーダー警戒装置等の販売が増加し、前期比で増収となりました。この結果、全体としては、前期比で増収となりました。

■ 営業利益の状況

製品構成の変化による原価率の上昇、及び水道光熱費の増加等により、営業損失となりました。

その他の事業 売上高 (単位:百万円) セグメント別 3,718 売上高比率 8.4% 2,966 検査機器:印刷品質検査装置 売上高 25.3%增 (前期比) 営業利益 170.3%增 675百万円 第91期 第92期

(単位:百万円)

	2022年3月期 (第91期)	2023年3月期 (第92期)	増減額	増減率
売上高	2,966	3,718	+752	+25.3%
営業利益	250	675	+425	+170.3%

■売上高の状況

鉄道機器:レール探傷車

当事業では、検査機器事業において印刷品質検査装置の販売が減少しました。一方、鉄道機器事業において主力の超音波レール探傷車の販売が増加し、過去最高の売上高となりました。この結果、前期比で増収となりました。

営業利益の状況

鉄道機器事業において、超音波レール探傷車の販売の増加により過去最高の利益となったことから、前期比で 大きく増益となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、老朽化設備の更新のほか、矢板工場の増産設備への投資をしたことにより、1,049百万円と前期に比較して28.7%の増加となりました。所要資金は自己資金を充当しました。

3. 対処すべき課題

当社グループは2021年6月10日に、10年先となる2030年を見据えた長期ビジョン「東京計器ビジョン2030」を策定し、開示しました。「東京計器ビジョン2030」では、当社が創業から125周年という節目にあたりこれからの150年、200年に向かって持続的な成長を続けるため、当社グループが2030年にありたい姿を纏めました。

これまで当社は国内のお客様の困りごとに寄り添い、ご期待に沿えるよう励んでまいりました。

その結果、国内市場でいくつものニッチトップ事業を生み出すことができましたが、更なる成長のためには、もっと大きな視点での事業展開が必要であるとの認識に至りました。

今後は、これまで積み重ねた独創技術の有効活用によるイノベーションによって、SDGs(持続可能な開発目標)を切り口とした「グローバルニッチトップ事業」を創出して、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るステージへと転換してまいります。

今後注力するグローバル市場を対象とする製品開発に必要な生産能力・販売ネットワーク・技術力については、自前主義に拘らずM&A等により補完し、スピードアップを図っていくことを想定しております。これにより、先行して育ちつつある幾つかの成長ドライバーを早期に立ち上げてまいります。

そして、収益源として育った成長ドライバーと既存事業の拡大から得られた利益を再投資に回す成長サイクルを構築しながら、新たな成長ドライバーの発掘・育成によって事業規模を拡大してまいります。

このようなことから10年先の目指す経営指標として、連結売上高 1,000億円以上、連結営業利益率10%以上、自己資本利益率 (ROE) 10%以上の目標を設定しました。

2021年度(2022年3月期)からの3ヶ年中期事業計画の基本方針は、以下の3つの基本戦略により持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現し、ステークホルダーの要請と期待に応えていくことです。

① 事業領域の拡大

当社グループは、これまで培ってきた有形・無形の様々な経験と強みを生かしながら、社会課題の解決に貢献する特定市場向けの新製品、新事業を創出しトップに育てる"ニッチトップ戦略"を以って、事業領域の持続的な拡大に挑戦してまいります。さらに、単独製品での事業展開だけでなく複数製品を束ねることで、市場において強靭で存在感ある事業として展開することを目指します。また、新製品・新事業については、イノベーションが猛スピードで起き技術・製品が短命化している中、製品及びサービスの開発期間の短期化、競争環境の激化、研究開発費の高騰等に対応するため、M&Aやオープン&クローズ戦略も活用してまいります。

② グローバル化の推進

持続的な成長が期待できる新興国をはじめとした海外市場を、更に開拓して収益を増大させてまいります。そのためには、価格競争力を高め、社会課題の解決の視点で市場特性に合い差別化した製品を開発・投入するとともに、販売とサービスのネットワークを更に拡充・強化してまいります。

③ 既存事業の継続的強化

社会課題の解決を追求するとともに、顧客要望を満足させるイノベーションによる高付加価値化の実現と業務の高効率化を徹底することで、現有ニッチトップ事業の維持・拡大に注力するとともに、潤沢なキャッシュ・フローを実現することで、持続可能な成長のための基盤となる収益力を向上してまいります。そのために、生産・営業・技術・サービス・スタッフの徹底した高効率化を目的とする全社改善活動を、積極的に展開することに加え、システム更新を含めた生産効率の改善、多能工化等の付加価値を高める人材育成に取り組んでまいります。

前述の長期ビジョン「東京計器ビジョン2030」を実現するために、2021年度から当期までの3ヶ年は「基盤強化」と「基礎固め」のフェーズと位置付けており、東京証券取引所のプライム市場上場に相応しい企業として、更なる企業価値向上を目指し、SDGsやESGを起点としたサステナビリティ・環境経営や事業ポートフォリオの全体最適化と持続的成長の実現のためのROIC経営の導入、更に経営判断の迅速化等を目指しDX(デジタルトランスフォーメーション)の導入等を強力に推進してまいります。加えて、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた東京証券取引所からの要請に対しても、当社グループの対応と開示について今後検討してまいります。

<既存事業における課題>

油空圧機器事業においては、競争の激化や原材料価格の高騰等による外部環境の影響を受け、ここ数年は十分な収益を上げられておりませんでした。今後も販売価格の適正化等の短期的な対策を実施するとともに、中長期的には生産体制の再構築、徹底したコストダウン、及び新製品の投入を進めていくことで、安定して収益を得られる事業構造改革を図ってまいります。

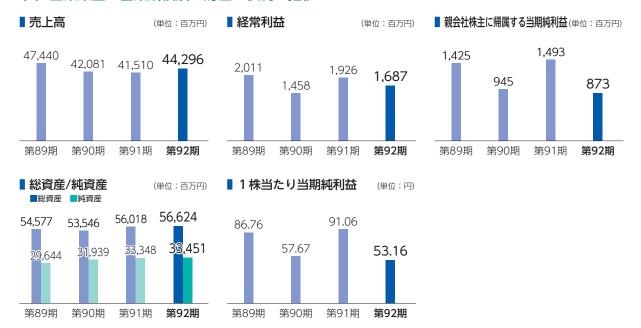
防衛・通信機器事業の防衛事業においては、防衛予算拡大による大幅な受注増の可能性があります。これに備え、速やかに生産体制と人員体制の見直しに取り組んでまいります。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係遮断を目的として毅然とした態度で対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移



区分		2019年度 (第89期)	2020年度 (第90期)	2021年度 (第91期)	2022年度 (第92期)
売上高	(百万円)	47,440	42,081	41,510	44,296
経常利益	(百万円)	2,011	1,458	1,926	1,687
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,425	945	1,493	873
1 株当たり当期純利益	(円)	86.76	57.67	91.06	53.16
純資産	(百万円)	29,644	31,939	33,348	33,451
総資産	(百万円)	54,577	53,546	56,018	56,624

注 第91期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第91期以降の財産及び 損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区分		2019年度 (第89期)	2020年度 (第90期)	2021年度 (第91期)	2022年度 (第92期)
売上高	(百万円)	42,476	37,553	36,991	38,851
経常利益	(百万円)	1,576	1,173	1,690	945
当期純利益	(百万円)	1,227	881	1,300	452
1 株当たり当期純利益	(円)	74.73	53.79	79.27	27.52
純資産	(百万円)	24,436	25,422	26,526	26,232
総資産	(百万円)	47,262	47,173	48,958	49,039

注 第91期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第91期以降の財産及び 損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

Ⅱ 企業集団及び会社の概況 (2023年3月31日現在)

1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社9社及び関連会社2社で構成され、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器及び防衛・通信機器の製造、販売及び修理を行う各事業並びにその他の事業(検査機器、鉄道機器の製造・販売及び修理等)を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流、その他サービス等の事業活動を展開しております。

事業セグメント	主要製品				
船舶港湾機器	ジャイロコンパス、オートパイロット、電子海図情報表示装置				
油空圧機器	ポンプ、制御弁、油圧ユニット				
流体機器	流量計、レベル計、接岸速度計、防災機器				
防衛・通信機器	レーダー警戒装置、加速度計、ヘリコプター中継システム、港湾監視システム				
そ の 他	検査機器、鉄道機器				

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数17,076,439株(3) 株主数11,682名

(4) 大株主の状況

株 主 名									持株数	持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社						託銀	行材	朱式会	1,259千株	7.67%	
東	万	Ī.	計	뭄	岩	協	7	力	会	1,190	7.25
東	京	計	器	取	引	先	持	株	会	741	4.51
株	式	会	社	Ξ	井	住	友	銀	行	653	3.98
東	京	計	器	従	業	員	持	株	会	448	2.73
\Box	本	生	命	保	険	相	互	会	社	376	2.29
株	式		会	社	横	涉	Ę	銀	行	373	2.27
株	式 会	社 K	0 [) E 1	小ホ ・	ール	ディ	ンク	゛ス	360	2.19
Ξ	菱し	JF	J	信言	乇 銀	行	株	式 会	社	339	2.06
Ш			内			正			義	327	1.99

注 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式には、信託業務に係る株式が含まれております。

(5) 役員に交付した株式数

監査等委員でない取締役 3名 7,774株

^{2.} 当社は、自己株式661,823株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

^{3.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業集団及び当社の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,676名	20名減

注 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)を記載しております。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,306名	2名増	43才6月	16年9月

注 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)を記載しております。

4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
東京計器アビエーション㈱	20百万円	100.0%	航空機及び艦艇に関連する機器及び部品の 修理並びに販売、電磁波シールドルームの 設計・販売
東京計器パワーシステム㈱	70	100.0	油圧応用装置の製造及び販売
東京計器テクノポート㈱	80	100.0	建物保守管理業、製品梱包業、保険代理業
東京計器インフォメーション シ ス テ ム ㈱	50	100.0	電子計算機による受託計算、ソフトウェア 開発、ファクタリング業
東京計器レールテクノ㈱	60	70.0	鉄道用測定機器の製造及び販売、鉄道軌道 検測業務の請負
㈱モコス・ジャパン	32	100.0	舶用無線の通信料金の精算・設備の保守管 理
TOKYO KEIKI U.S.A., INC.	50千米ドル	100.0	舶用・油圧機器及び部品等の販売
東涇技器(上海)商貿有限公司	350千米ドル	100.0	舶用機器・部品の販売、販売斡旋及びアフターサービス
TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.	8,750千米ドル	100.0	当社油圧機器の製造

注 1. TOKYO KEIKI U.S.A., INC.及び東涇技器(上海)商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

(3) その他

当社が技術提携を行っている主要な相手先はハネウェル・インターナショナル・インコーポレーテッド(米国)及びイートン・エアロスペース・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー(米国)であります。

^{2.} TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.の決算日は3月31日であります。

5. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,911百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,467
株式会社横浜銀行	2,114
株 式 会 社 み な と 銀 行	984
農林中央金庫	966

6. 企業集団の主要な営業所、事業所及び工場

(1) 当社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東京都大田区	那須工場	栃木県那須郡
名古屋営業所	愛知県名古屋市	矢 板 工 場	栃木県矢板市
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市	佐 野 工 場	栃 木 県 佐 野 市
北関東営業所	栃木県佐野市	田沼事業所	栃木県佐野市
神戸営業所	兵庫県神戸市	飯 能 事 業 所	埼玉県飯能市

(2) 子会社

会 社 名	本社所在地
東京計器アビエーション㈱	埼玉県飯能市
東 京 計 器 パ ワ ー シ ス テ ム ㈱	東京都大田区
東京計器テクノポート㈱	東京都大田区
東京計器インフォメーションシステム㈱	東京都大田区
東京計器レールテクノ㈱	東京都大田区
㈱ モ コ ス ・ ジ ャ パ ン	神奈川県横浜市
TOKYO KEIKI U.S.A., INC.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
東涇技器(上海)商貿有限公司	中華人民共和国上海市
TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ダナン市

7. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
安 藤 毅	代表取締役 社長執行役員	
上野山素雄	取締役 執行役員 コーポレート・コミュニケーション担当 兼資材担当 兼財務経理部長	
鈴 木 由起彦	取締役 執行役員 サステナビリティ推進担当 兼品質担当 兼生産担当 兼サステナビリティ推進室長	
鹿島孝弘	取締役(常勤監査等委員)	
柳川南平	取締役(監査等委員)	
中 村 敬	取締役(監査等委員)	

- 注 1. 監査等委員である取締役 柳川南平氏及び中村敬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - 2. 監査等委員である取締役 鹿島孝弘氏は、長年経理部門の実務に携わり、財務及び会計に関する十分な知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、監査等委員である取締役のうち鹿島孝弘氏を、常勤の監査等委員として選定しております。その理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めること及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定することが必要と判断しているためであります。
 - 4. 当期中の取締役の異動
 - (1) 取締役鈴木由起彦氏は、2022年6月29日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって就任いたしました。
 - (2) 取締役種具良治氏は、任期満了により、2022年6月29日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退 任いたしました。
 - 2022年6月29日付で次の取締役の担当の変更がありました。

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
上野山 素 雄	取締役 執行役員 コーポレート・コミュニケーション担当 兼資材担当 兼財務経理部長	

6. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年4月1日現在の執行役員(執行役員を兼務している取締役を除きます。)は、次のとおりであります。

氏 名	地位及び担当				
山下浩明	執行役員 情報担当 兼営業・サービス担当 兼社長室長 兼新規事業推進室長				
小堀文男	執行役員 人事総務部長				
吉田芳彦	執行役員 舶用機器システムカンパニー長				
李 超海	執行役員 アジア地域事業推進担当 兼東涇技器(上海)商貿有限公司董事長兼総経理				
楠 澄 人	執行役員 計測機器システムカンパニー長				
松岡一也	執行役員 技術担当 兼研究開発センタ所長				
宮 地 謹 也	執行役員 通信制御システムカンパニー長				
藤井千秋	執行役員 法務・ガバナンス担当 兼法務・ガバナンス室長				
大 井 章 弘	執行役員 油圧制御システムカンパニー長				
小野正己	執行役員 電子システムカンパニー長				
川上温	執行役員 検査機器システムカンパニー長				

(2) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員である取締役 鹿島孝弘氏、柳川南平氏及び中村敬氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、 当該保険により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して 損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社グループが負担しております。

(4) 当連結会計年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等

	報酬等の総額	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる	
役員区分	(百万円)			役員の員数		
監査等委員でない取締役	71	51	10	10	4名	
(うち社外取締役)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
監査等委員である取締役	27	27	_	_	3名	
(うち社外取締役)	(10)	(10)			(2名)	

- 注 1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む) 18百万円を支給しております。
 - 2. 非金銭報酬等については、2020年6月26日開催の第89回定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当連結会計年度中に費用計上した額を記載しております。
 - 3. 個人別の報酬等の内容は、社外監査等委員2名を含む指名・報酬委員会の諮問を経ており、取締役会にて、⑤の方針に沿うものと判断され決定されました。

② 業績連動型報酬に関する事項

連結会計年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として親会社株主に帰属する当期純利益の1%か、10百万円のいずれか低い方を総額として、取締役報酬規則に定める業績連動報酬係数に基づき取締役各人への支給額として算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。本報酬は、営業利益が黒字であること、期初予想に対して減配又は無配になっていないこと、ROEが期初予想値から一定の率以上低下していないことなどが支給の条件となっています。

③ 譲渡制限付株式報酬 (株式報酬) の内容

取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を 図るため、取締役に対して譲渡制限付株式を報酬として交付しております。

譲渡制限付株式報酬は、株式の割当を受けるための金銭報酬債権を支給し、当該債権により取締役が株式の割当てを受けます。取締役は、退任等の後でなければ当該株式の譲渡が制限されます。株式割当のための金銭報酬債権については、各人の月額固定報酬額の年額換算額に、各取締役に応じた係数を乗じて各人の金銭報酬債権を設定し支給します。譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定し、当該金額をもって、毎年、一定の時期に株式を割り当てます。当該譲渡制限付株式報酬の金額は、各人の月額固定報酬額の年額換算額

に、各役員に応じた係数により算出された金額分の譲渡制限付株式となります。譲渡制限付株式の1株当たりの金額の算定は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)に基づき計算されます。

譲渡制限付株式報酬の交付状況は2.株式に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査等委員でない取締役の月額固定報酬額は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額1,600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)です。また、業績連動型報酬は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において、連結の親会社株主に帰属する当期純利益の1%又は1,000万円のいずれか低い額を上限として業務執行取締役に賞与として支給(社外取締役は付与対象外)する旨を決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)は5名です。また、譲渡制限付株式報酬は、2020年6月26日開催の第89回定時株主総会において、金銭報酬債権は3,000万円以内、当該報酬債権で割り当てる株式の上限は70,000株と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役は3名です。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の月額固定報酬額は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額400万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動 すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を2021年2月22日の取締役 会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の監査等委員でない取締役(以下、取締役という)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、月額固定報酬、業績連動型報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月額固定報酬のみを支給することとします。

b. 月額固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を支給する時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役に対する基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。なお、月額固定報酬はその決定後、会社の経営状況その他を勘案して、これを減額することがあります。

c. 業績連動型報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を支給する時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当該連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益を反映した現金報酬とし、その達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

d. 譲渡制限付株式報酬 (株式報酬) の個人別報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を 支給する時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当該譲渡制限付株式報酬の金額は、各人の月額固定報酬額の年額換算額に、各役員に応じた係数により算出された金額分の譲渡制限付株式となります。譲渡制限付株式の1株当たりの金額の算定は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)に基づき計算されます。

e. 月額固定報酬の額、業績連動型報酬の額又は譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人 別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、月額固定報酬を基に、取締役報酬規則に定める計算式によりその他の報酬を計算して決定します。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、月額固定報酬:業績連動型報酬:譲渡制限付株式報酬 = 65~80%:5~15%:10~25%とします(業績連動型報酬の支給条件を満たした場合)。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 個人別の報酬額については、取締役報酬規則に基づき取締役社長が原案を作成し、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定します。 ウ. 当連結会計年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿ったのであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について 決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答 申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 監査等委員である取締役 柳川南平
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 重要な兼職先はありません。
 - イ. 当事業年度における主な活動状況 当期開催の取締役会17回のうち17回、監査等委員会24回のうち24回に出席。 指名・報酬委員会2回のうち2回に出席。
 - ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役会及び監査等委員会において、社外取締役としての客観的見地から、公正な意見 の表明を行いました。

また、指名・報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べることで、取締役の候補者指名及び報酬についての諮問機関である指名・報酬委員会の委員としての役割を果たしました。

- ② 監査等委員である取締役 中村敬
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 重要な兼職先はありません。
 - イ. 当事業年度における主な活動状況 当期開催の取締役会17回のうち17回、監査等委員会24回のうち24回に出席。 指名・報酬委員会2回のうち2回に出席。
 - ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役会及び監査等委員会において、社外取締役としての客観的見地から、公正な意見 の表明を行いました。

また、指名・報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べることで、 取締役の候補者指名及び報酬についての諮問機関である指名・報酬委員会の委員として の役割を果たしました。

8. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額

39百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

- 注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
- 注 2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の前事業年度の職務遂行状況及び監査時間の実績について分析・評価を行い、当事業年度の監査計画、監査時間及び報酬見積りなどが適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し同意いたしました。
- 注 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員の全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、法令違反により懲戒処分や監督官庁から監査業務停止処分を受ける場合など、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、もしくは会計監査人の監査品質、独立性等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に実施されることに疑義が生じた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

9. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制に係る 基本方針」(最終改定日 2020年4月1日)及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役及び使用人は、企業倫理規程に規定されている「東京計器グループ 倫理行動基準」を法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範としています。また、当社の法務・ガバナンス担当役員を委員長とする企業倫理委員会は、当社グ ループの企業倫理責任者で構成し、企業倫理活動を横断的に管理しています。委員長はこれを統括し、取締役及び使用人への企業倫理教育を徹底させ違反行為の未然防止を図っています。
 - 2) 当社グループにおける法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段としての内部通報制度を設けて維持しています。この場合において通報者に不利益がないことを確保しています。
 - 3) 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しています。これらの反社会的勢力に対しては、組織的に対応する部署を法務・ガバナンス室とし、警察等の外部関連機関と連携しています。

【運用状況】

- ・企業倫理委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大人数による集合会議をせずに必要な資料の配信・共有に留まりました。
- ・倫理行動基準は、当社グループ内各部署及びイントラネットに掲示し、当社グループの全 従業者に定期的な教育を行いました。なお、反社会的勢力との関係遮断は倫理行動基準に 明記し、周知しております。
- ・内部通報制度は、弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者保護を社内規則に明記するな ど適切な運用を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 当社グループにおける職務執行に係る情報については、文書又は電磁的記録媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、文書管理に関する規程の定めるところに従い、適切かつ確実に保存し取締役等が閲覧可能な状態にて管理しています。

【運用状況】

- ・取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、その他職務執行関連文書等は、 それぞれ社内規程に記されている所定の手続きにより適切に作成・保存しており、取締役 等の閲覧の求めに対応しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社グループは、以下のリスク管理体制を構築し、推進してまいります。

- ア. 法務・ガバナンス室は、リスクマネジメント規程に基づき、マネジメントサイクルの徹底に努めるとともに重大なリスク情報については取締役会に報告しています。
- イ. 法務・ガバナンス室は、当社グループの財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法に 規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に係る内部統制の体 制を整備し運用を管理しています。
- ウ. 法務・ガバナンス室は、当社グループのリスク管理体制、即ち責任部署を明確化し、危機管理規程に基づき緊急時の円滑な対応を図っています。
- エ. 内部監査室は、当社グループの企業倫理·活動全般はもとより財務報告に係る内部統制 の適正性を監査しています。
- オ.企業倫理委員会は、監査結果を反映した改善もしくは是正措置を審議し決定しています。

【運用状況】

- ・法務・ガバナンス室によりリスクマネジメント規程に基づき、当社グループ全体における リスク対策プログラムを策定しています。また、当社グループ全体に及ぶリスク対策につ いては、経営上の重大リスク対策として取締役会に報告しております。なお、今般世界的 に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しましては、2020年3月に代表取締役 社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置して以降、時差通勤の容認や在宅勤務の 拡大、作業場所や座席配置の変更の徹底等による就労環境の変更、不要不急の出張の禁止 やWeb会議等の活用等により、当社グループ従業員や関連する取引先等の従業員の安全 と健康を最優先にした対応を採っております。
- ・財務報告に係る内部統制については、法務・ガバナンス室により社内規程に基づき適切に 運用され、内部監査室による期末監査等により、有効に運用されていることを確認しました。なお、内部監査室及び会計監査人から当連結会計年度中に指摘された内部統制上の不 備については、当社各部門及び連結子会社において是正報告書を作成しました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っています。

代表取締役社長執行役員の諮問機関である経営会議は、常勤取締役、執行役員、カンパニー長で構成しています。経営会議は原則月2回開催し、取締役会付議案件について事前に審議するとともに、経営に関する重要事項の審議決定及び執行役員、カンパニー長の業務執行の状況を監督しています。

また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っています。

- ア.グループ全体の目標を定め、この浸透を図るために中期経営方針及び3事業年度を期間とする中期事業計画を策定しています。
- イ. 各カンパニー長、スタッフ部署の担当取締役・執行役員及び子会社社長は、実施すべき 具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を立案し、必要な場合は経営会議・取締役会へ付

議し決定又は承認を受けて推進しています。

ウ. 進捗ヒアリングを定期的に開催し、各部門・部署及び子会社の業績等を報告させ、目標 未達要因の分析と具体的な改善策の策定・実行を指示しています。

【運用状況】

- ・当社グループの中期経営方針及び中期事業計画は、当社ホームページに掲載しております。
- ・当連結会計年度は、取締役会は17回開催し、経営会議は26回開催いたしました。各カンパニーの月次決算は経営会議で報告されるとともに、四半期毎に事業の進捗及び以降の業績見通しが報告されました。また、各部門の各種施策の実行に関しては、必要に応じて社長室によりフォローアップを行っております。さらに社外取締役も含めて事業部門に対する事業進捗のヒアリング(第1四半期、第2四半期、第3四半期)を実施しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループとしての経営理念、グループとしての行動指針、グループとしての共通規程を共有するとともに、子会社管理規程に基づき社長室長が子会社を管理し統括しています。
 - 2) 法務・ガバナンス室は企業倫理委員会で審議·決定された企業倫理活動に係る諸施策を、 当社グループの企業倫理責任者とともに推進しています。
 - 3) 内部監査室は、当社グループ全体の内部統制のモニタリングを行い、適正に運営されるように推進しています。
 - 4) 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らして適切なものとしています。

【運用状況】

- ・当社グループの経営理念、行動指針は、当社及び各連結子会社の各部署及びイントラネットに掲示しています。
- ・社長室は、東京計器グループ経営連絡会等を通じ、連結子会社の月次決算及び経営情報の 報告を受け、グループ全体の施策の共有及び指導・監督を行いました。また、内部監査室 は、連結子会社に対しても業務監査及び財務報告に係る内部統制の監査を行いました。
- ・当社グループ会社間の取引については、当社担当部署がそれぞれの視点で取引内容についてチェックを行い、適切に運用されました。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置します。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

【運用状況】

・監査等委員会に関連する組織として監査等委員会室を設置し、専属スタッフ1名、兼任スタッフ1名を配置しています。監査等委員会室のスタッフは、監査等委員会の事務局業

務、社内会議への出席等、日常的な事務作業支援の他、会計監査人による各種往査等において監査等委員会の指示により立会う等、監査等委員会の支援業務を行っております。

⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査等委員会室の専属スタッフは監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委 員会の指揮命令に従うものとします。また、兼任スタッフは、人事異動・考課等は監査等委 員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対 する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

【運用状況】

- ・監査等委員会室所属の専属スタッフの評価は、監査等委員会により行われました。また、 兼任スタッフについての評価は事前に監査等委員会に報告され、監査等委員会の同意の下 に行いました。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に 関する体制
 - 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある場合、もしくは倫理行動基準に違反する行為があったと認められる、又はその恐れがある場合は、その事実を監査等委員会に報告します。なお、当該報告を行ったことによって報告者に不利益な取り扱いがなされないことを確保します。
 - 2) 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について、法務・ガバナンス室及び内部監査室等に対し必要に応じて状況の報告を求めることができます。

【運用状況】

- ・監査等委員は取締役会に、常勤監査等委員は経営会議、東京計器グループ経営連絡会等の 重要な会議に出席しました。この他、内部統制に係る年度計画、各種施策やその結果は、 監査等委員会からの要望等に応じて担当部署が監査等委員会に報告しました。
- ・内部監査室が行う業務監査の計画策定及び監査結果、内部通報の内容及びその対応結果等 は随時監査等委員会あるいは常勤監査等委員に報告され、必要に応じて監査等委員会から 意見を出しております。
- ・国内連結子会社の監査役又は海外関係会社の監査役相当の役員からは、必要に応じて監査 等委員会へ監査内容の報告を行いました。なお、関係会社の監査役等は常勤監査等委員及 び監査等委員会室所属のスタッフが分担して兼務しております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会は、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を 開催します。また、監査等委員会が、その職務の遂行について生ずる費用の請求をした場合 は、会社は監査等委員会の求めに応じて適切に処理します。

【運用状況】

- ・監査等委員が当連結会計年度に行った費用請求は、適切に処理されました。
- ・監査等委員会は、会計監査人と会合を持ち、意見交換を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループは、計測・認識・制御という働きを先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針ー①創意工夫と弛まぬ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。②市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。③安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。④自己を研鑚し、それぞれの分野での第一人者を目指します。⑤法令等を遵守し、社会人として誠実で良識ある行動に努めます。⑥美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。⑦会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。一のもと従業員が日々研鑚しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきと考えています。しかし、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。従って、買収提案がなされた場合には、その買収提案が企業価値を低下させるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と相当な検討期間を確保することで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することが必要と考えています。

② 具体的な取組み

当社は、当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為又はその提案(以下、「大規模買付行為」といいます。)に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に当社の中期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、さらには大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどにいたる手続を定めています。

本取組みにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。

③ 具体的な取組みに対する合理性

ア. 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を完全に充足していること 本取組みは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同 の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則、経済産業省に設 置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた 買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買 収防衛策の導入に係る遵守事項を完全に充足しています。

イ、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本取組みは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切なご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うことができるようにすること等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本取組みの有効期間は2007年度定時株主総会(2007年6月28日開催)において本取組みの導入を決議後3年間とされ、2010年度の定時株主総会(2010年6月29日開催)、2013年度の定時株主総会(2013年6月27日開催)、2016年度の定時株主総会(2016年6月29日開催)、2019年度の定時株主総会(2019年6月27日開催)及び2022年度の定時株主総会(2022年6月29日開催)において継続する旨決議されました。今後も3年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。また、有効期間中であっても、当社株主総会において本取組みを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本取組みにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示することとしており、本取組みの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

オ. 合理的な客観的要件の設定

本取組みは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

カ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本取組みは、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の監査等委員でない取締役の任期は1年としており、期差任期制度を採用していないため、本ルールは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

- 備 考 1. 本事業報告中の記載数値は、表示してある数値未満の端数を四捨五入しております。
 - 2. 消費税等は税抜方式によっております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	44,814
現金及び預金	8,710
受取手形、売掛金及び契約資産	13,783
電子記録債権	3,598
商品及び製品	1,958
仕掛品	8,423
原材料及び貯蔵品	7,772
未収入金	269
その他	302
貸倒引当金	△1
固定資産	11,809
有形固定資産	5,458
建物及び構築物	1,997
機械装置及び運搬具	926
工具器具及び備品	640
土地	1,854
建設仮勘定	41
無形固定資産	137
ソフトウェア	42
ソフトウェア仮勘定	95
その他	0
投資その他の資産	6,215
投資有価証券	3,440
繰延税金資産	560
差入保証金	496
退職給付に係る資産	1,505
その他	268
貸倒引当金	△54
資産合計	56,624

	(十位 日/기)/		
科目	金額		
負債の部			
流動負債	21,385		
支払手形及び買掛金	6,824		
短期借入金	9,951		
未払金	673		
未払法人税等	256		
賞与引当金	1,145		
株主優待引当金	81		
その他	2,455		
固定負債	1,787		
役員退職慰労引当金	62		
資産除去債務	788		
退職給付に係る負債	577		
その他	359		
負債合計	23,172		
純資産の部			
株主資本	31,104		
資本金	7.218		
資本剰余金	17		
利益剰余金	24,532		
自己株式	△663		
その他の包括利益累計額	1,822		
その他有価証券評価差額金	971		
為替換算調整勘定	206		
退職給付に係る調整累計額	645		
非支配株主持分	525		
純資産合計	33,451		
負債・純資産合計	56,624		

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(00000000000000000000000000000000000000	-,3	(+14	رد ادرت
科目	金	額	
売上高		44,296	
売上原価		33,308	
売上総利益		10,988	
販売費及び一般管理費		9,676	
営業利益		1,312	
		,-	
営業外収益			
受取利息	4		
受取配当金	177		
団体生命保険受取配当金	34		
設備賃貸料	8		
持分法による投資利益	102		
補助金収入	43		
その他	93	461	
営業外費用			
支払利息	52		
設備賃貸費用	15		
為替差損	12		
その他	7	85	
経常利益		1,687	
特別利益			
投資有価証券売却益	662		
受取保険金	29	691	
特別損失			
減損損失	1,115		
固定資産売却及び除却損	6		
火災損失	16	1,138	
次火損大 税金等調整前当期純利益	16	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
祝金寺詢登則ヨ期糾利益		1,240	
法人税等			
法人税、住民税及び事業税	464		
法人税等調整額	△162	302	
当期純利益	. 32	938	
		750	
非支配株主に帰属する当期純利益		66	
親会社株主に帰属する当期純利益		873	
		0/3	

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	7,218	14	24,152	△675	30,708		
当期変動額							
剰余金の配当	_	-	△492	-	△492		
親会社株主に帰属する当期純利益	_	1	873	1	873		
自己株式の取得	_	-	_	△0	△0		
自己株式の処分	_	4	_	12	15		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	-	_	-	_		
当期変動額合計	_	4	380	12	396		
当期末残高	7,218	17	24,532	△663	31,104		

	その他の包括利益累計額					
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	1,246	37	897	2,180	460	33,348
当期変動額						
剰余金の配当	_	_	_	_	_	△492
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	_	_	_	873
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△0
自己株式の処分	_	_	_	_	_	15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△275	169	△252	△358	66	△292
当期変動額合計	△275	169	△252	△358	66	104
当期末残高	971	206	645	1,822	525	33,451

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

- 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 (連結計算書類の連結注記表)
- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…………9社(全ての子会社を連結の範囲に含めております)

主要な会社名:東京計器アビエーション(株)

東京計器パワーシステム(株)

東京計器インフォメーションシステム(株)

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の関連会社数・・・・・・2社

会社名: TOKIMEC KOREA POWER CONTROL CO.,LTD.
TOKIMEC KOREA HYDRAULICS (Wuxi) CO.,LTD.

- (2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOKYO KEIKI U.S.A.,INC.及び東涇技器(上海)商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・総平均法による原価法

② 棚制資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品・・・・・主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ く簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品・・・・・・・主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年~65年

機械及び装置 4年~12年

工具器具及び備品 2年~15年

② 無形固定資産 ····· 定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実

績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性

を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当連結

会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

株主優待制度の利用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金・・・・・・連結子会社6社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基

づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計ト基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社グループは、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器、防衛・通信機器、検査機器、鉄道機器の製造販 売を主な事業としております。このような製品の販売について、据付の義務を負う製品は据付が完了した時 点、据付の義務を負わない製品は引き渡しが完了した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行 義務が充足されたと判断して収益を認識しております。据付の義務を負わない製品の内、契約に複数の製品 が含まれる一部の取引については、当該契約に含まれるすべての製品を引き渡した時点で収益を認識してお ります。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベートを控除した金額で測定しており ます。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換 算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理・・・・・・・・消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② グループ通算制度の適用・・・・・・グループ通算制度を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法・・退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会 計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額 を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付 債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。退 職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度まで の期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっており ます。

> 過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内 の一定年数(10年)による定率法により費用処理しております。

> 数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一 定年数(10年)による定率法により、翌連結会計年度から費用処理 しております。

> 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効 果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職 給付に係る調整累計額に計上しております。

> 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算 に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方 法を用いた簡便法を適用しております。

2. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当社グループの報告セグメントを国内・海外別、顧客との契約から生じる収益とそれ以外に分解した場合 の内訳は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他の		
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛·通信 機器事業	計	事業(注)	調整	合計
売上高								
国内	4,138	10,351	4,287	14,648	33,424	3,124	3	36,551
海外	5,562	1,307	165	116	7,150	594	_	7,744
顧客との契約 から生じる収益	9,700	11,658	4,452	14,765	40,574	3,690	3	44,268
その他の収益	_	_	_	_	_	28	_	28
外部顧客への売上高	9,700	11,658	4,452	14,765	40,574	3,718	3	44,296

- (注)「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、鉄道機器事業、情報処理業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業などが含まれております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関す る注記 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	1,411
売掛金	10,565
契約資産	_
合 計	11,976
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	1,021
売掛金	12,762
契約資産	_
合 計	13,783
契約負債(期首残高)	
返金負債	2
前受金	184
合 計	186
契約負債(期末残高)	
返金負債	_
前受金	384
승 計	384

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの油空圧機器事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	佐野工場及び田沼事業所 (減損損失計上後)
機械装置及び運搬具	80百万円
土地	623百万円
	703百万円
減損損失	1,115百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ① 当社グループの油空圧機器事業に係る固定資産の概要 当社は、油空圧機器事業における国内生産拠点として佐野工場及び田沼事業所を擁しており、土地・建物 に加えて生産設備である機械及び装置等の生産設備を保有しております。
 - ② 資産グループ 事業用資産については、法人単位を基礎とし、そのうち当社においては工場を単位として資産をグルーピングしております。
 - ③ 減損損失の認識の判定

佐野工場資産グループ(佐野工場及び田沼事業所)は継続的な営業損失の計上により減損の兆候が認められたことから、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、減損損失を認識し、帳簿価額と回収可能価額との差額である1,115百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、使用価値が正味売却価額を上回っていることから、回収可能価額は使用価値としております。

④ 将来キャッシュ・フローの見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りや回収可能価額の算定における主要な仮定は、販売価格、販売数量及び原材料価格、並びに割引率であります。販売価格、販売数量及び原材料価格については、当社の油空圧機器事業が属する業界団体や当社の顧客に関連する業界団体による当該業界の市場の動向や見通し、足下の状況、及び過去の実績等を総合的に勘案して決定しております。割引率については入手可能な情報を基礎とし、専門家による助言を得て算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定士より入手した鑑定評価額を基礎として算定しております。

(3) 翌事業年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを下回った場合、翌事業年度の連結計算書類において追加の減損損失を計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

34,137百万円

- 2. 有形固定資産の減損損失累計額 連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。
- 3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、 「2. 収益認識に関する注記 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。
- 4. その他の流動負債のうち、契約負債の金額は、「2. 収益認識に関する注記 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額(△は戻入額) 売上原価 75百万円

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益の金額は、 「2. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

3. 減損損失に関する事項

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
		建物及び構築物	
		機械装置及び運搬具	427
栃木県佐野市	油空圧機器事業 事業用資産	工具器具及び備品	83
		土地	15
		その他	30
	1,115		

当社グループは、原則として、事業用資産については工場または子会社を基本単位としてグルーピングを 行っております。

上記の事業用資産については収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.25%で割り引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

 連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 17,076,439株

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	492	30.0	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	492	利益 剰余金	30.0	2023年 3月31日	2023年 6月30日

(注) 2023年6月29日開催予定の定時株主総会にて、上記議案を付議いたします。

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売上債権等の与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式(連結貸借対照表計上額28百万円)及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額1,146百万円)は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

		連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)	受取手形、売掛金及び契約資産	13,783	13,783	_
(2)	電子記録債権	3,598	3,598	_
(3)	未収入金	269	269	_
(4)	投資有価証券	2,266	2,266	_
(5)	差入保証金	496	460	△37
(6)	支払手形及び買掛金	(6,824)	(6,824)	_
(7)	短期借入金(*2)	(7,814)	(7,814)	_
(8)	未払金	(673)	(673)	_
(9)	未払法人税等	(256)	(256)	_
(10)	長期借入金(*2)	(2,136)	(2,137)	1

- (*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (*2) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたもの(連結貸借対照表計上額 2,136百万円)については、本表では長期借入金として表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した 時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価					
四月	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券 その他有価証券						
株式	2,266	_	_	2,266		
資産計	2,266	_	_	2,266		

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価					
上 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
受取手形、売掛金及び 契約資産	_	13,783	_	13,783		
電子記録債権	_	3,598	_	3,598		
未収入金	_	269	_	269		
差入保証金	_	460	_	460		
資産計	_	18,111	_	18,111		
支払手形及び買掛金	1	6,824	_	6,824		
短期借入金	_	7,814	_	7,814		
未払金	_	673	_	673		
未払法人税等	_	256	_	256		
長期借入金	_	2,137	_	2,137		
負債計	_	17,704	_	17,704		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

本社ビル敷金の時価の算定は、敷金の額から回収が不可能と思われる額を控除した額を、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。その他の敷金については、1件あたりの金額が僅少なため、当該帳簿価額によっております。いずれもレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを 加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
 2,005円89銭
 2. 1株当たり当期純利益
 53円16銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
 資産の部	
流動資産	38,413
現金及び預金	4,852
受取手形	892
電子記録債権	3,334
売掛金	11,455
商品及び製品	1,803
仕掛品	7,855
原材料及び貯蔵品	7,308
前渡金	86
前払費用	164
短期貸付金	157
未収入金	430
その他	78
貸倒引当金	△2
固定資産 有形固定資産	10,626 4.901
有形回处具度 建物	1,632
建物 構築物	1,032
機械及び装置	677
車両運搬具	0
工具器具及び備品	572
土地	1.852
建設仮勘定	41
無形固定資産	143
ソフトウェア	26
ソフトウェア仮勘定	117
その他	0
投資その他の資産	5,582
投資有価証券	2,260
関係会社株式	608
関係会社出資金	882
長期貸付金	112
長期前払費用	17
前払年金費用	589
差入保証金	481
繰延税金資産 その他	632 28
その他 貸倒引当金	28 △26
	49,039

科目	金額
負債の部 流動負債 支払手形 買掛金 短期借入金 未払金 未払費用 未払法人税等 前受金 預り金 賞与引当金 株主優待引当金 資産的他 のののである。	21.876 961 6,639 9,951 594 1,740 105 531 278 997 81 930 12 788 130 22.807
負債合計 純資産の部 株主資本 資本金 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益利金準備金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	25,273 7,218 4 4 18,715 627 18,088 18,088 △663
純資産合計 負債純資産合計	26,232 49,039

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

		(十世 日/기
科目	金	額
売上高		38,851
売上原価		29,978
売上総利益		8,874
販売費及び一般管理費		8,509
営業利益		365
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	246	
設備賃貸料	328	
その他	198	778
営業外費用		_
支払利息	52	
設備賃貸費用	136	
為替差損	4	
その他	6	198
経常利益		945
特別利益		
投資有価証券売却益	653	
受取保険金	29	682
特別損失		
減損損失	1,115	
固定資産売却及び除却損	4	
火災損失	16	1,136
税引前当期純利益		491
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	229	
法人税等調整額	△190	39
当期純利益		452

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

	株主資本					
		資本類	制余金		利益剰余金	
	資本金	その他資本	資本剰余金	金利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計
		剰余金	合計		繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,218	_	_	578	18,177	18,755
当期変動額						
利益準備金の積立	_	_	_	49	△49	_
剰余金の配当	_	_	_	_	△492	△492
当期純利益	_	_	_	_	452	452
	_	_	_	_	_	_
自己株式の処分	_	4	4	_	_	_
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	4	4	49	△90	△40
 当期末残高	7,218	4	4	627	18,088	18,715

	株主資本		評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	純資産合計	
当期首残高	△675	25,299	1,228	1,228	26,526	
当期変動額						
利益準備金の積立	_	_	_	_	-	
剰余金の配当	_	△492	_	_	△492	
当期純利益	_	452	_	_	452	
自己株式の取得	△0	△0	_	_	△0	
自己株式の処分	12	15	_	_	15	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_	△269	△269	△269	
当期変動額合計	12	△25	△269	△269	△294	
当期末残高	△663	25,273	959	959	26,232	

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

● 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記 (個別注記表)

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式、

関係会社出資金・・・・・・・総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外の

もの…………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平

均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産…………… 1998年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっ

ております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年~65年

機 械 及 び 装 置 4年~12年

工具器具及び備品 2年~15年

(2) 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・ 定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)

に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・・・・・・・ 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性

を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・・・・・・ 従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当事業

年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

優待制度の利用見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金・・・・・・・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務

及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、 退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、

給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定 年数(10年)による定率法により、翌事業年度から費用処理しており ます。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社は、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器、防衛・通信機器、検査機器の製造販売を主な事業としております。このような製品の販売について、据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、据付の義務を負わない製品は引き渡しが完了した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。据付の義務を負わない製品の内、契約に複数の製品が含まれる一部の取引については、当該契約に含まれるすべての製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベートを控除した金額で測定しております。

計算書類

- 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しており ます。
- 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理・・・・・・ 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) グループ通算制度の適用・・・・・・ グループ通算制度を適用しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理・・・・・・・ 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未 処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理 の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

油空圧機器事業に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	佐野工場及び田沼事業所 (減損損失計上後)
機械装置及び運搬具	80百万円
土地	623百万円
 合 計	703百万円
減損損失	1,115百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「3. 会計上の見積りに関する注記 当社グループの事業に係る固定資産の減損 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 に記載した内容と同一であります。

計算書類

3. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 32,811百万円

2. 有形固定資産の減損損失累計額 貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権2,400百万円短期金銭債務4,845百万円長期金銭債権112百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高5,584百万円仕入高2,074百万円その他の営業取引高2,089百万円営業取引以外の取引高437百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 661,823株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	304百	万円
棚卸資産評価損	246	//
未払社会保険料	49	//
退職給付引当金	△176	//
資産除去債務	334	//
ソフトウェア償却費	162	//
長期未払金	4	//
投資有価証券評価損	47	//
減損損失	340	//
その他	94	//
繰延税金資産小計	1,404	//
評価性引当額	△423	//
繰延税金資産合計	981	//

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△349百万円
繰延税金負債合計	△349 //
繰延税金資産の純額	632 //

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

計	1.436百万円
1年超	958百万円
1 年内	479百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東京計器アビエー	直接	当社製品の販売、	当社製品販売	4,108	受取手形	16
	ション(株)	100%	当社設備の賃貸	(注1)		売掛金	1,524
子会社	東京計器パワーシ	直接	当社製品の仕入、	当社製品仕入	960	買掛金	629
	ステム (株)	100%	当社設備の賃貸	(注1)		その他流動	16
				設備賃貸料 (注2)	97	資産	
子会社	東京計器インフォ	直接	当社の計算業務委			買掛金	3,173
	メーションシステ	100%	託、債務保証、フ			(注3)	
	ム (株)		ァクタリング				
子会社	東京計器レールテ	直接	当社製品の販売、	設備賃貸料	89	その他流動	1
	クノ (株)	70%	当社設備の賃貸	(注2)		資産	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考にし、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 設備賃貸料の取引条件は、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注3) 子会社東京計器インフォメーションシステム(株)に対する買掛金残高は、当社の仕入先が当社に対する売上債権の一部を同社に債権譲渡し、当該支払業務を同社に委託した債務であります。
- (注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,598円08銭

2. 1株当たり当期純利益

27円52銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

東京計器株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 日 下 靖 規

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 柴 田 勝 啓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京計器株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結 計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違 以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが 求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を 負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

東京計器株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行計員 公認会計士 日 下 靖 規

公認会計士 柴 田 勝 啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京計器株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが 求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の 執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法務・ガバナンス室及び内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったもの であり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするもの ではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

東京計器株式会社 監査等委員会

- 常勤監査等委員 鹿島 孝弘 📵
- 監査等委員 柳川 南平 印
- 監査等委員 中村 敬 🗊
- (注) 監査等委員柳川南平及び中村敬は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号 当社本店会議室 電話(03)3732-2111







JR蒲田駅、東急蒲田駅、東□より1.4km 徒歩約20分 (タクシーで約7分) 。 京急蒲田駅より徒歩約12分。



JR蒲田駅より京急バスご利用の場合は、駅前バス乗り場③番で乗車し「南蒲田2丁目」で下車、または④⑤番で乗車し「日ノ出通り」で下車して下さい。